平成２２年（フ）第５９３号
山梨県甲府市後屋町262番地25内藤方
債務者　大脇　　隆
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
山梨県南アルプス市有野2725番地１
債務者　青木　理沙
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９７号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津4987番地町営住宅Ｂ－１号
債務者　雪下　佳男
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
山梨県富士吉田市中曽根２丁目12番20号
債務者　渡邊　拓郎
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
山梨県富士吉田市下吉田2850番地の２
債務者　樋口　弥生
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
山梨県富士吉田市上吉田5520番地　上宿団地33
債務者　山根　直美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
山梨県富士吉田市ときわ台２丁目７番12号
債務者　望月　和恵
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
長野県上田市材木町２丁目13番12号　506号、前住所長野県上田市諏訪形1068番地１
債務者　中川奈津子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２３２号
長野県上田市古安曽1554番地18
債務者　今　　斎
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２３３号
長野県上田市古安曽1554番地18
債務者　今　　三鈴
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１２号
長野県北安曇郡松川村5651―199　県営住宅細野団地51―48号、住民票上の住所長野県北安曇郡松川村7059番地の15
債務者　渡辺　雄一
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７０２号
岐阜市粟野東１丁目115番地
債務者　長屋　広明
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７１６号
岐阜県関市関口町１丁目２番27号
債務者　山田　久雄
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７５４号
岐阜市一日市場２丁目73番地１　ＦＫビル205号
債務者　南　　良幸
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７５８号
岐阜市佐久間町29番地　メゾン佐久間111号室
債務者　森　　康憲
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７９４号
岐阜市門屋字野崎62番地
債務者　大野　友郷
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３４８８号
愛知県春日井市如意申町４丁目13番地８　エステート鈴木203号
債務者　盛　　裕也
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部